

リート及び特定目的会社が取得する不動産に係る特例措置の延長 (登録免許税・不動産取得税)

リート及び特定目的会社が不動産を取得する場合における登録免許税及び不動産取得税の特例措置を2年間延長する。

施策の背景

我が国の不動産については、引き続き、国際競争力の強化や脱炭素社会の実現に資する質の高いオフィス等の整備が求められることに加え、老朽不動産の更新・改修へのニーズも更に増大することが見込まれている。



○不動産市場の資金調達力強化の必要性

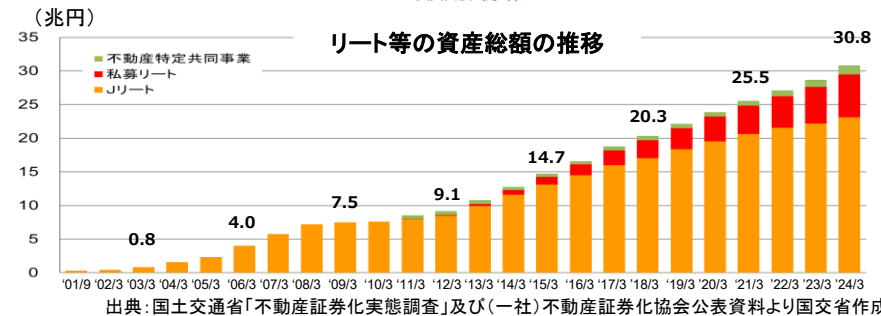
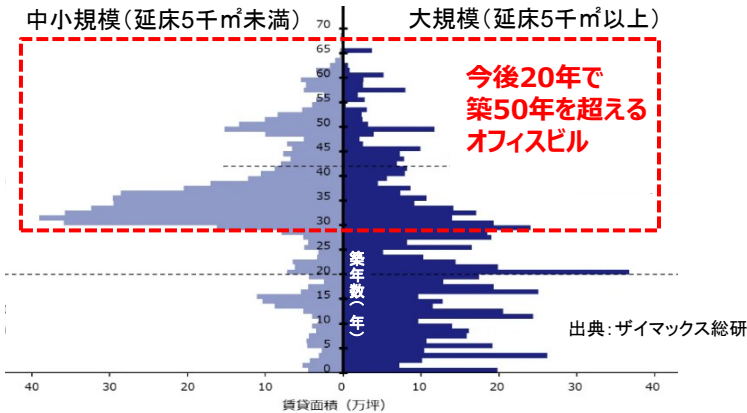
これらのニーズに適切に対応していくためには、不動産市場全体の資金調達力の強化を図っていく必要があります、金融機関等からの借入による資金調達のみならず、広く投資資金を呼び込めるよう、不動産証券化の一層の拡大を図る。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」

(令和4年6月7日閣議決定)

優良な不動産ストックの形成等のため、2030年頃までにリート等の資産総額を約40兆円とすることを目標とし、...

東京23区のオフィスビル2023年



要望の結果

特例措置の内容

リート及び特定目的会社が取得する不動産について、以下の措置を講じる。

【登録免許税】 移転登記に係る税率を軽減(本則 2% → 1.3%)

【不動産取得税】 課税標準から3/5を控除

結果

現行措置の2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日)延長

＜リート及び特定目的会社の仕組み＞

